

○苫小牧市建築基準法施行細則（昭和43年規則第19号）

改正案	現行
<p>（特定建築物の定期報告）</p> <p>第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして令で定める建築物に係る施行規則第5条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) - (4) ≪略≫</p> <p>(5) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（四）項に掲げる_____用途に供するものに限る。）にあつては、毎年4月1日から9月30日まで</p> <p>(6)・(7) ≪略≫</p> <p>2・3 ≪略≫</p>	<p>（特定建築物の定期報告）</p> <p>第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして令で定める建築物に係る施行規則第5条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) - (4) ≪略≫</p> <p>(5) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（四）項に掲げる<u>もの</u>の用途に供するものに限る。）にあつては、毎年4月1日から9月30日まで</p> <p>(6)・(7) ≪略≫</p> <p>2・3 ≪略≫</p>
<p>（特定建築設備等の定期報告）</p> <p>第17条 ≪略≫</p> <p>第18条 施行規則第6条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機にあつては、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（特定建築設備等の定期報告）</p> <p>第17条 ≪略≫</p> <p>第18条 施行規則第6条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機にあつては、<u>前回の報告の日（建築主が当該昇降機を新たに設置した場合における最初の報告（施行規則第6条第1項の規定により除かれた時期の直後のものをいう。）にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日）の属する月の2月前の月の1日から当該属する月の2月後の月（この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあつては、報告すべき年の12月）の末日まで</u></p>

